

「人材と競争政策に関する検討会」報告書に関する説明会の開催について
(参加者募集の御案内)

公正取引委員会では、平成30年2月15日に公表した「人材と競争政策に関する検討会」報告書に関する説明会を開催します。参加を希望される方はどなたでもお気軽にお申し込みください。

記

- 1 日 時 平成30年6月19日（火） 14：00～15：00
2 場 所 那覇第2地方合同庁舎2号館 1階 共用会議室A・B
沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
3 講 師 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室担当者
4 定 員 40名

お申込はこちら

●https://www.jftc.go.jp/kosyukai4/form/apply_infos/insert

(※ 申込みは先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。参加可能な場合、当委員会から連絡いたしませんことを御了承ください。)

●説明内容・お申込みについてのお問い合わせ

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室（田部井）
電話 03-3581-4919（直通）

●会場についてのお問い合わせ

沖縄総合事務局総務部公正取引室（大城）
電話 098-866-0049

「人材と競争政策に関する検討会」報告書(概要)

平成30年2月15日

検討の経緯

- 個人の働き方が多様化するとともに、労働人口の減少による深刻な人手不足のおそれから、人材の獲得をめぐる競争の活発化が予想される。その一方で、活発化した競争を制限する行為が行われる可能性もある。
- 個人が個人として働きやすい環境を実現するために、人材の獲得をめぐる競争に対する独占禁止法の適用関係及び適用の考え方を理論的に整理するため、有識者を構成員とした検討会を競争政策研究センター(CPRC)に設置(次頁参考)。

報告書のポイント

発注者(使用者)の共同行為に対する独占禁止法の適用

- 複数の発注者(使用者)が共同して役務提供者に対して支払う対価を取り決めることは、原則、独占禁止法上問題となる。
- 複数の発注者(使用者)が共同して役務提供者の移籍・転職を制限する内容を取り決めることは、独占禁止法上問題となる場合がある。
- 移籍・転職を制限する内容を取り決める行為が役務提供者の育成に要した費用を回収する目的で行われる場合であっても、通常、当該目的を達成するための適切な他の手段があることから、違法性が否定されることはない。
- 例えば、移籍・転職を制限する内容を取り決める行為が、複数のクラブチームからなるプロリーグが提供するサービスの水準を維持・向上させる目的で行われる場合、そのことも考慮の上で、独占禁止法上の判断がなされる。

発注者の単独行為に対する独占禁止法の適用

発注者(一部行為は使用者)により役務提供者に対してなされる、①秘密保持義務、②競業避止義務、③専属義務、④役務提供に伴う成果物の利用等の制限、⑤事実と異なる取引条件を提示する行為について、従来の判断枠組みに基づき、自由競争減殺、競争手段の不公正さ、優越的地位の濫用の観点からの考え方を整理。

- 自由競争減殺の観点からは、一般的には、商品・サービス市場において高いシェアを有する発注者の制限行為が、同市場において競争関係にある他の発注者の供給や参入を困難とするおそれを感じさせる場合に独占禁止法上問題となる。
- 自由競争減殺の観点での独占禁止法上の評価においては、問題の行為について、競争促進効果・社会公共目的の有無、手段の相当性の有無などについても総合的に考慮の上で判断される。
- 競争手段の不公正さの観点からは、発注者が役務提供者に対して実際と異なる条件を提示して、又は役務提供に係る条件(例えば、他の発注者への役務提供の制限)を十分に明らかにせずに取引することで、他の発注者との取引を妨げることとなる場合に、独占禁止法上問題となり得る。
- 優越的地位の濫用の観点からは、役務提供者に対して取引上の地位が優越している発注者が役務提供者に不当に不利益を与える場合に独占禁止法上問題となり得る。発注者が通常企業であるのに対して役務提供者が個人で事業を行っていることが多いという人材獲得市場の事情は、役務提供者の優越的地位の認定における考慮要素となる。

- 優越的地位の濫用の観点での独占禁止法上の評価においては、問題の行為について、代償措置が採られている場合には、そのこと及び代償措置の内容・水準の相当性なども考慮の上で判断される。

競争政策上望ましくない行為

- 対象範囲が不明確な秘密保持義務又は競業避止義務は、役務提供者に対して他の発注者(使用者)との取引を萎縮させる場合があり、望ましくない。対策として、関係分野ごとに、範囲の明確化に資する考え方を周知すること等が考えられる。
- 発注者は、書面により、報酬や発注内容といった取引条件を具体的に明示することが望まれる。
- 発注者が、合理的理由なく対価等の取引条件について他の役務提供者への非開示を求めることは、役務提供者に対する情報の非対称性をもたらし、また、発注者間の競争を起こらなくし、望ましくない。
- 役務提供者の獲得をめぐって競争する発注者(使用者)が対価を曖昧な形で提示する慣行は発注者が人材獲得競争を回避する行動であり、望ましくない。

(参考)人材と競争政策に関する検討会

検討会は、独占禁止法、労働法、産業組織論、労働経済学、労働市場についての学識経験者、専門家及び実務家12名により構成

(1)委員

荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授 (競争政策研究センター主任研究官)
風神 佐知子	中京大学経済学部准教授
川井 圭司	同志社大学政策学部教授
神林 龍	一橋大学経済研究所教授
[座長] 泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
高橋 俊介	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
多田 敏明	日比谷総合法律事務所 弁護士
土田 和博	早稲田大学法学学術院教授
中窪 裕也	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
中村 天江	リクルートワークス研究所労働政策センター長
和久井 理子	大阪市立大学大学院法学研究科特任教授 (競争政策研究センター主任研究官)

[五十音順、敬称略、役職は平成30年2月1日現在]

(2)オブザーバー

文部科学省(スポーツ庁)

厚生労働省

経済産業省

(3)事務局

公正取引委員会経済取引局経済調査室